

患者のみなさまへ

〔食事提供の入院食事療養費について〕

当院では厚生労働大臣の定める基準に基づき、入院食事療養費 I に関する届出を行っています。

なお、食事療養は管理栄養士によって行われています。

本年 6 月 1 日以降の食事療養費にかかる料金は 1 食につき 730 円ですが、健康保険を使用する場合は、1 食の自己負担額が以下のとおりとなります。

○一般の方	550円
○指定難病、小児慢性特定疾病の患者の方	330円
○住民税非課税世帯に属する方（※）	270円 (220円)

※かつ、所得が一定基準に満たない方等 130円

なお、特別食が提供される場合は、1 食当り 76 円が加算されます。

食事の提供時間は、次のとおりです。

朝食	昼食	夕食
7時20分頃	12時頃	18時以降

配膳コース等により、病棟ごとの提供時間が多少異なる場合があります。

また、当院では厚生労働大臣の定める基準により、下記の病棟において食堂を備えており、食堂加算を算定しております。

記

南 2 F - 1 階病棟 ・ 南 2 F - 2 階病棟
南 3 F - 1 階病棟 ・ 南 3 F - 2 階病棟

令和 8 年 6 月
病 院 長